

漁業収入安定対策事業の運用について

22水漁第2324号	平成23年	3月29日	制定
23水漁第2056号	平成24年	4月6日	一部改正
24水漁第1686号	平成25年	2月26日	一部改正
25水漁第1811号	平成26年	3月20日	一部改正
28水漁第1655号	平成29年	3月28日	一部改正

水産庁長官通知

第1 漁業収入安定対策事業

1 資源管理等推進収入安定対策事業に係る積立契約申込書

漁業収入安定対策事業実施要綱（平成23年3月29日付け水漁第2322号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の3の（2）に規定する資源管理等推進収入安定対策事業の加入申請は、別記様式第1号により行うものとする。

2 資源管理等推進収入安定対策事業に係る口座振替の手続

実施要綱第3の3の（2）のウの（ア）の①に規定する積立金の拠出に係る口座振替の手続は、当該契約に係る加入期間開始日の前日までに、漁業共済組合を経由して漁済連に「預金口座振替依頼書」（別記様式第2号）を提出することとする（特別な事由があるとして、全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）が認める場合を除く。）。

3 資源管理等推進収入安定対策事業の契約単位

資源管理等推進収入安定対策事業の積立契約は、実施要綱第3の3の（2）のアの規定により共済契約ごとに行うほか、第1号漁業、漁協一括契約、集団契約及び共同経営の場合は以下のとおり構成員ごとに行うことができるものとする。

（1）第1号漁業

積立契約は共済契約の構成員ごとに行うこととし、共済契約全体を共済掛金の負担割合（以下「持分割合」という。）に応じて配分して構成員ごとの積立可能額を算出する。

（2）漁協一括契約

積立契約は共済契約の構成員ごとに行うこととし、構成員ごとの単位共済限度額により積立可能額を算出する。

（3）集団契約

積立契約は共済契約の構成員ごとに行うこととし、共済契約全体を持分割合に応じて配分して構成員ごとの積立可能額を算出する。

（4）共同経営

積立契約は共済契約の構成員ごとに行うこととし、共済契約全体を持分割合に応じて配分して構成員ごとの積立可能額を算出する。

4 養殖共済における標準出荷価格の設定

実施要綱第3の3の（2）のイの（イ）の①に規定する標準出荷価格は、水産庁長官が毎年度、養殖共済の種類ごとに、過去5年中の最高年と最低年を除いた平均出荷

価格の総和平均（過去5年に異常年がある場合は当該年を除いた年の総和平均）（実施要綱第3の3の（2）のイの（イ）の①に規定する強度漁場改善タイプ契約において、総和平均が以下により算出される下限価格を下回る場合は、当該下限価格）として算出し公表するものとする。

強度漁場改善タイプ契約における標準出荷価格の下限価格
＝前年の標準出荷価格×100分の95

5 養殖共済における標準目回りの設定

実施要綱第3の3の（2）のイの（イ）の①に規定する標準目回りは、水産庁長官が毎年度、全国一律に、養殖共済の種類ごとに、養殖終了時の平均的な重量を算出し公表するものとする。

6 養殖共済における当該年出荷価格の設定

実施要綱第3の3の（2）のエの（イ）に規定する当該年出荷価格は、水産庁長官が毎年度、養殖共済の種類ごとに、算出し公表するものとする。

7 第1号漁業等における補助相当額の返還について

第1号漁業の共済契約、漁協一括契約及び漁業者集団契約において、当該共済契約の締結時に、当該契約を構成する個々の漁業者が負担する共済掛金の額を漁業共済組合に報告している場合、実施要綱第3の5の（1）に規定する漁業共済資源管理等推進特別対策事業による補助相当額の返還は、実施要綱第3の5の（1）に掲げる場合に該当することとなった漁業者が負担した共済掛金の額に係る漁業共済資源管理等推進特別対策事業による補助額について行うものとする。

8 共済金及び積立金による相殺

実施要綱第3の5の（1）に規定する漁業共済資源管理等推進特別対策事業に基づく補助相当額及び積立契約における払戻額から積立金を差し引いた額の返還については、返還の対象となる漁業者に対し支払われる漁業共済の共済金及び当該漁業者に対し返還する積立契約に係る積立金をもって相殺することができるものとする。

9 資源管理計画に関連する漁業法令違反に関する報告等

（1）実施要綱第3の5の（3）に規定する、国又は都道府県から漁業法令違反を理由として逮捕又は任意の取調べを受けた漁業者からの報告を受けた漁業協同組合は、その旨を当該地域の漁業共済組合及び当該漁業者が参加する資源管理計画を管轄する資源管理協議会に報告するものとし、当該漁業共済組合は、漁済連に報告するものとする。

（2）国又は都道府県は、漁業収入安定対策事業に加入する漁業者に漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第11項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）に基づく命令を行った場合には、速やかにその旨を所管する資源管理協議会に報告するものとする（当該資源管理協議会は、当該漁業者が参加する資源管理計画を管轄する資源管理協議会が別にある場合には、当該資源管理協議会にその旨を報告するものとする。）。

（3）（2）の報告をあった場合には、資源管理協議会は、当該地域の漁業共済組合にその旨を報告するものとし、当該共済組合は、その旨を漁済連に報告するものとする。

- (4) 漁済連は、(1) 又は (3) による報告があった時点で、対応する積立契約に係る積立金の払戻を停止するものとする。
- (5) (1) の場合において、漁業協同組合は、当該違反に係る処分を受けること又は受けないことが確定したことについて漁業者から報告を受けたときは、その旨を当該資源管理協議会に報告するものとする。
- (6) 国又は都道府県は、(2) の場合において、当該命令に係る処分が行われること又は行われないことが確定した場合及び漁業収入安定対策事業に加入する漁業者に資源管理計画に関連する漁業法令違反に関する処分を行ったときは、所管する資源管理協議会にその旨を報告するものとする（当該資源管理協議会は、当該漁業者が参加する資源管理計画を管轄する資源管理協議会が別にある場合には、当該資源管理協議会にその旨を報告するものとする。）。
- (7) (5) 又は (6) の報告があった場合には、資源管理協議会は、当該処分が実施要綱第3の5の(1)のイの要件に該当するか判断し、漁業共済組合に通知するものとし、当該漁業共済組合は、漁済連に通知するものとする。
- (8) (7) の通知があった場合には、漁済連は、実施要綱第3の5の(1)のイの要件に該当する場合には、実施要綱第3の5の(1)に基づき、漁業共済資源管理等推進特別対策事業による補助相当額の返還を行い、当該要件に該当しない場合には、(4) で停止した積立金の払戻しを解除するものとする。

10 漁業共済資源管理等推進特別対策事業の交付

実施要綱第3の1の(1)の補助は、補助対象である漁業者に交付するのに代えて、補助対象の共済契約に係る共済掛金、再共済掛金及び保険料の一部に充てるため漁済連に交付するものとする。

第2 運営事業

1 補助対象経費

実施要綱第3に規定する漁業収入安定対策事業に係る運営事業の補助の対象となる経費の範囲は別表のとおりとする。

2 漁業共済組合の運営経費の交付

実施要綱第3に規定する漁業収入安定対策事業に係る漁業共済組合の運営経費については、漁済連と漁業共済組合との間で締結する事務委託契約に基づき、漁済連が組合に交付するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 漁業経営安定対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水漁第3589号水産庁長官通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「漁業収入安定対策事業の運用について」の規定により行うこととされている平成28年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

【別表】

運営事業の補助対象経費の範囲

補助対象経費	経費の具体的な内容
漁業収入安定対策の運営に必要な運営事業費	漁業収入安定対策の運営に必要な会議費、旅費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、パンフレット作成費、ポスター作成費、ホームページ作成・更新費、会場借料、人件費、社会保険料、オンラインシステム維持管理経費 等

(別記様式第1号)

漁業収入安定対策事業に係る積立契約（積立ぶらす）申込書

平成 年 月 日

漁業共済組合 御中
(全国漁業共済組合連合会)

漁協の名称	漁業協同組合
申込者住所	
申込者氏名	印

漁業収入安定対策事業実施要綱及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意のうち、積立契約を締結したいので関係書類を添えて申し込みます。

1. 漁業共済の加入内容

漁業共済の種類	漁獲・養殖・特定	契約に付す漁業の種類（又は区分）
契約番号	年度 主番 枝番	加入方式 個別・漁協一括・集団
		共済責任期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 契約条件

(共済組合記入欄)

契約年漁業者積立額	積立金の分割払	積立金の支払方法
円	1. する ・ 2. ししない	口座振替

資源管理計画参画者	積立契約番号

【積立契約における留意事項】

- 積立契約は、責任開始日が到来する漁業共済契約と合わせて、その漁業共済契約ごとの契約となります。
- 漁業収入安定対策事業に係る資源管理計画もしくは漁場改善計画に参画し、該当漁業における共済契約において一定以上の契約割合で加入し、契約方式が地震等限定填補方式以外の場合、積立ぶらすの契約を締結できます。
- 資源管理協議会により計画が履行されない場合、当年契約は解約となり、既に払戻が行われていた場合は国庫補填金を返還して頂きます。また、返還等に当たっては積立金から相殺することもあります。
- 契約者は、漁業法令違反に関し、逮捕や任意取り調べ等を受けた場合、遅滞なく所属漁協へ報告を行う義務を負うこととなります。
- 資源管理協議会等への虚偽の報告や未報告により不当に払戻金等取得した場合、国庫補填金の返還を滞りなく行う義務が生じ、さらに次契約は行えなくなります。
- 国から補填される国庫補填金は、積立金額の3倍を上限として補填されますが、政府の予算と全国漁業共済組合連合会に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- 積立金に利息はつきません。
- 積立金の積立ては、共済責任期間の 2/3 を経過するまでの指定される日に口座振替により行います。口座振替が残高不足等本人に帰属する原因により行われなかった場合、払戻の対象から除かれます。また、振替えられた額をもって契約年の漁業者積立額とします。
- 責任期間途中で契約者の自己都合により積立契約を解約する場合は、解約手数料 10,000 円を徴収させて頂くことがあります。
- 積立金は、無払戻又は払戻の確定に合わせ積立金残高の取崩申請する場合と、特別な事情がある場合を除き、取崩することができません。
- 積立金の残額は、上記取崩申請がない限り、次回契約へ繰り越されます。
- 当該積立契約において、漁業共済契約の支払いにおいて免責された場合等は、その内容により積立金の払戻額が調整されることがあります。
- 漁業共済契約に準じた報告事項等を遵守して頂きます。

【積立契約の加入申込等に伴う個人情報の取扱いについて】

漁業共済組合は、積立契約に関する個人情報を「漁業収入安定対策事業」の実施に利用するほか、以下の利用、提供、登録を行います。

漁業共済組合が取得した契約に関する個人情報、積立契約の事業実施主体である全国漁業共済組合連合会及び水産庁に提出します。また、各都道府県や全国に設置されている資源管理協議会、積立契約の補助を行う団体及び漁業協同組合等に当該事業に関する情報の提供を行い又はこれらの者から当該事業に必要な情報の提供を受けることがあります。また、国及び地方公共団体は、漁業法令違反に関する個人情報を資源管理協議会に提供することがあります。

なお、本申込書を提出した場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものと取扱います。

(別記様式第2号)

信 漁 連
漁 協 ・ 農 協
銀 行
信 用 金 庫
信 用 組 合
労 働 金 庫

御中

預金口座振替依頼書

(積立ぷらす (漁業収入安定対策事業) 用)

私は、下記の収納代行会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社名		振替日	8日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
---------	--	-----	----------------------

ご記入日	平成 年 月 日	注：太枠の中のみご記入ください。捨印も必ず押印してください。
------	----------	---------------------------------------

(フリガナ)		ご契約者電話番号 Tel
ご契約者名		

預金口座	金融機関コード		支所コード		預金種目	口 座 番 号				捨印 ○
	信 漁 連 漁 協 ・ 農 協 銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 労 働 金 庫				支店 支所 出張所	(数字のみを右づめてご記入下さい)				
					どちらかに○印	1. 普通				
	(フリガナ)									金融機関 お届け印
	口座名義人									○

〈収納企業記入欄〉

収納企業名	全国漁業共済組合連合会	料金等の種類	積立金等
-------	-------------	--------	------

〈共済組合記入欄〉

都道府県コード		都道府県名		対象者コード		振替開始年月	平成 年 月
漁協コード		—		漁協名	漁業協同組合		

※ (注：記入日から2ヶ月後以降にしてください (金融機関が確認し受理する期間を考慮)。

委託者コード	8 2 0 1 9 2 4 4	口座管理番号	0 0 0 0
--------	-----------------	--------	---------

〈預金口座振替規定〉

- 信漁連、漁協、農協、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等 (以下銀行という。) に請求されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。また引落後の代金領収書は請求いたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。) をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。
なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

共済組合確認日	漁業連確認日
年 月 日	年 月 日

金融機関使用欄		
検印	印鑑照合	受付印
不備返却事由		
1. 預金取引なし	3. 印鑑相違	
2. 記載事項相違	4. その他	
〔店名、預金種目〕		〔 〕
〔口座番号、口座名義〕		〔 〕
〔備考〕		

(金融機関へのお願い)

- この預金口座振替依頼書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記へご返送ください。

(不備返却先)

○

ご契約者→共済組合→委託者 (漁業連) → (収納代行会社) →金融機関

(金融機関用)